

第3期 曾慶地域づくり計画 (令和7年度～11年度)



令和7年6月
結いネットそげい

目 次

1 はじめに	1
（１）計画策定の趣旨	1
（２）計画の期間	1
2 地域の現状	1
3 地域の課題	4
（１）高齢化の進展	4
（２）少子化と若者の流出	4
（３）人口減少による影響	4
（４）新たな課題への対応	4
4 曽慶地区の将来像	5
（１）曽慶地区の将来ビジョン	5
（２）分野別の目標	5
5 私たちの具体的な取組み	6
（１）高齢者や障がい者が安心していきいきと暮らせる地域づくり	6
（２）子どもたちが明るく成長し、若者による活気ある地域づくり	7
（３）みんなで支え合い、安全・安心な地域づくり	8
（４）曽慶の風土と資源を活かした地域づくり	10
6 計画の推進	10
付属資料	
1. 地域づくり計画策定までの経過	11
2. 結いネットそげい役員名簿	13
3. 結いネットそげい規約	14



挨拶

結いネット そげい

会 長 佐 藤 勉

この度、「結いネットそげい」令和7年度総会において、足利会長の後を受け会長に選任されました。会長という大役をお引き受けすることとなり、その責任の重大さを改めて痛感しております。曾慶地区の将来ビジョン「心も景色も美しく、住み続けたい私たちの曾慶」実現に向け、足利会長はじめ諸先輩方が築いてこられた活動を継承しつつ、微力ながら精一杯努めて参りたいと考えております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

さて、地域協働体「結いネットそげい」設立時における「第1期曾慶地域づくり計画」策定から5年スパンで見直しを重ね、10年が経過しました。今回「第3期曾慶地域づくり計画」策定にあたり、社会情勢や地域課題などの変化を反映し、今後も曾慶地域の将来像「心も景色も美しく、住み続けたい私たちの曾慶」となるよう、第1期計画・第2期計画を継承しつつ、現状に即した見直しを行いました。

第1期・第2期計画策定時からの社会情勢の大きな変化としては、一つに令和2年からの「新型コロナウイルス」感染症の流行による社会生活の大きな変化、いわゆる新たな生活様式で日常生活も働き方もすっかり様変わりしてきていることです。次に、令和4年の市民センターの指定管理移行で、法令に基づく適正な管理運営はもとより、より一層地域ニーズに合わせた住民サービスの向上・提供、地域の活性化等、地域づくりの拠点としての機能充実を図るためにも、協働体の役割が大きくなってきております。

また、少子高齢化と人口減少が予想以上に進んでいることに伴い、当初の課題がより深刻化してきていること。さらには空き家増加による景観の維持も大きな課題として挙げられます。

このような背景のもとで、地域づくり計画に多くの皆様の意見（広く地域の皆様の声）を反映するため、役員・理事・監事・事務局参加によるワークショップを開催しました。併せて、若い人たちの参画促進の観点から「曾慶若者会議わぎやすた一す」の皆様から率直な思いやご意見をお伺いしました。これらの結果を基にさらに対話を重ねたことで、曾慶地域の向こう5年間の未来を描き直すことができたように思います。しかし、計画はあくまで骨でございます。今後は地域の皆様と一緒に力を合わせて、これらに肉を付け血を通わせ、将来像の実現に向けて活動して参りたいと考えておりますので、さらなる皆様のご理解とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。



1 はじめに

(1) 計画策定の趣旨

私たちが住んでいる曾慶地区は、農業を中心とした産業と美しい自然環境に囲まれた地域で、昔から「結い」の精神で、地域で助けあいながら暮らしてきました。

しかし近年は、少子高齢化・人口減少が進み、それぞれの生活にうるおいやゆとりが少なくなり、地域としての活気が失われつつあります。

そこで、私たち自身が地域を見つめなおし、みんなと話し合いながら曾慶地区がどのような地域であるべきかを考え、地域の課題に取り組むための地域協働体「結いネット そげい」を平成26年7月に設立しました。また27年度には「心も景色も美しく、住み続けたい私たちの曾慶」を将来像とした向こう5年間の「曾慶地域づくり計画」を策定し、課題解決に向けた取り組みを行ってきたところです。

その後、令和2年度から6年度までの第2期地域づくり計画を策定し取り組んできたところですが、当初の予想を超える環境の変化などもあり、これまでの成果や新たな課題等を洗い出し、ワークショップも経て第3期地域づくり計画を策定しました。今後は、この計画を新たな道標とし、さらなる話し合いを重ねながら、地域のみなさんとともに地域づくりを進めていきたいと思います。

(2) 計画の期間

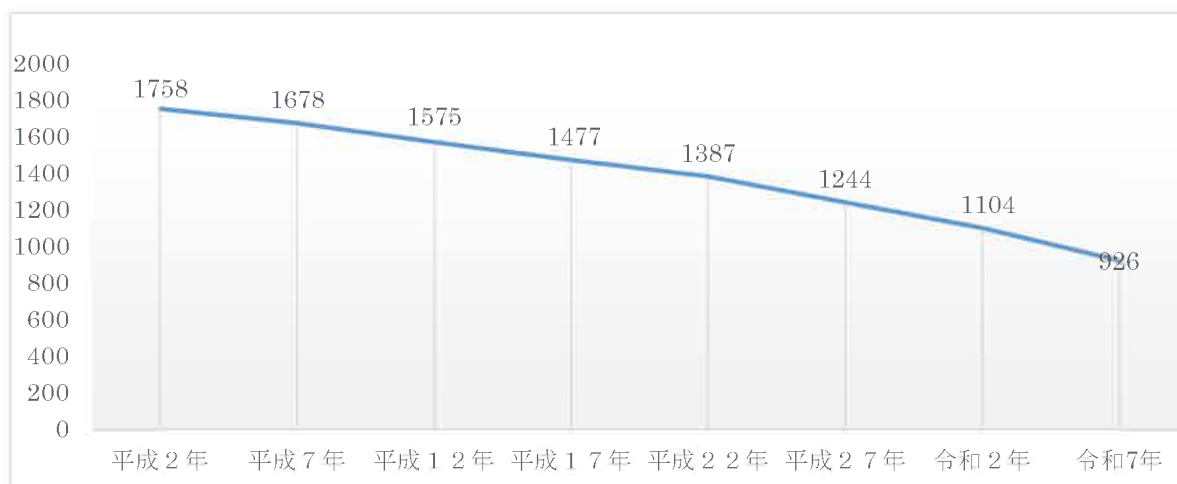
この計画はおおむね5年間の計画とします。また、諸情勢の変化に伴い、機会をとらえて随時見直しを行います。

2 地域の現状

曾慶地区は曾慶第1行政区～第7行政区、第13行政区の8行政区からなり、令和2年3月31日現在で世帯数は383世帯、人口1,104人（男554人、女550人、高齢化率43.8%、少子率9.1%）だったのが、5年後の令和7年3月31日現在では、世帯数は362世帯、人口926人（男466人、女460人、高齢化率49.1%、少子率6.2%）と、5年間で世帯数21世帯、人口178人が減少、高齢化率は5.3ポイント増加、少子率は2.9ポイント減少しています。行政区別に見てみると、高齢化率が60%を超えた行政区もあり、変化が少ない行政区との差が大きくなっていることがうかがえます。将来的には、地域全体としても人口の減少傾向がさらに続くことが予想され、少子高齢化もさらに進むことが予想されています。

※ 少子化率…総人口に対し14歳以下の人口が占める割合

人口の推移（人口動態調査 平成 27 年までは 2 月 1 日現在、令和 2 年以降は 3 月 31 日現在）



行政区別人口（令和 7 年 3 月 31 日現在）

	1 区	2 区	3 区	4 区	5 区	6 区	7 区	13 区	全体
世帯数	28	68	49	48	66	39	31	33	362
人口	61	175	133	135	150	109	82	81	926
55歳以上人口	45	107	87	91	95	65	44	50	684
割合	73.8%	61.1%	65.4%	67.4%	63.3%	59.6%	53.7%	61.7%	64.8%
65歳以上人口	37	88	61	68	83	55	33	38	455
高齢化率	60.7%	50.3%	42.4%	50.0%	56.8%	50.5%	40.2%	46.9%	49.1%
75歳以上人口	18	47	37	45	44	24	17	25	257
割合	29.5%	26.9%	27.8%	33.3%	29.3%	22.0%	20.7%	30.9%	27.8%
14歳以下人口	2	13	6	3	14	11	8	0	57
少子率	3.3%	7.4%	4.5%	2.2%	9.3%	10.1%	9.8%	0	6.2%

一人暮らし世帯数の状況を見ると、65歳から74歳までの世帯数は令和2年で29世帯に対し令和7年が28世帯とほぼ横ばいなのに対し、75歳以上の一人暮らしは令和2年で24世帯に対し令和7年で35世帯と大幅に増えています。一方、65歳以上の二人暮らし世帯は令和2年で25世帯に対し、令和7年では51世帯とほぼ倍増しています。空き家については、令和7年3月31日現在で55世帯が確認されています。

行政区別一人暮らし、2人暮らし世帯数（令和7年3月31日現在）									
区分	1区	2区	3区	4区	5区	6区	7区	13区	全体
65歳～74歳までの 1人暮らし世帯	2	4	9	1	7	1	2	2	28
75歳以上の 1人暮らし世帯	1	6	5	5	8	4	3	3	35
65歳以上のみの 2人暮らし世帯	6	17	0	4	12	8	2	2	51
うち75歳以上のみの 2人暮らし世帯	3	6	0	2	3	3	3	4	24

行政区別空き家戸数（令和7年3月31日現在）									
区分	1区	2区	3区	4区	5区	6区	7区	13区	全体
空き家	3	8	7	7	10	8	8	4	55

- ・地域の主な施設は、大東曾慶地区センター、曾慶体育館、曾慶グラウンド、大東曾慶農村公園、曾慶保育園、曾慶郵便局、養護老人ホームこはぎ荘があります。
- ・地域内の基幹産業は農業ですが、高齢化の伸展により農業後継者不足が顕著で、農家の減少とともに農用地の管理が困難になってきており、地域の農村景観の維持も課題となっています。

3 地域の課題

(1) 高齢化の進展

高齢化の進展により高齢者の一人暮らし世帯や高齢者夫婦世帯が増え、買い物・通院・草刈・雪かきなどの日常生活が困難になり、地域での見守りや支援が必要となってきました。

また、話し相手がないことや気軽に集まれる場所が少ないなど交流の機会も少なくなってきました。

(2) 少子化と若者の流出

少子化のため平成 25 年 3 月曾慶小学校が統合により閉校となり、138 年の長い歴史に幕をとじました。

閉校により、子どもの顔や姿が見えないなど地域との関わりが少なくなり、子どもたちが集える場所や子どもたちが参加できる行事とともに、親同士の情報共有の仕組みづくりがより必要となっています。

若者の地域参加と世代間交流の場として、平成 27 年に「そげい夏まつり」が復活したものの、継続のためには今後の運営体制や実施方法など検討していく必要があります。また、若者同士の出会いの場が少ない、働く場がない・職場が遠いなど結婚や就労にかかわる課題もあります。

(3) 人口減少による影響

人口減少により地域、近隣のつながりが希薄になり、行事やイベントを担う人材も不足しています。また、地域の基幹産業である農業をとりまく現状は厳しく、地域産業の振興なども課題となっています。

さらに、安全・安心な地域や防犯防災への備えが求められています。

(4) 新たな課題への対応

令和元年に市を通じて要望した地域の光ブロードバンドの推進については、令和 4 年度に実現し、ホームページや SNS 等を活用した地域の情報発信等を行っていますが、今後新たな若者就労・起業の機会の促進が求められています。

また、新型コロナウイルス感染症については、感染法上の位置付けが 5 類に移行したことにより、新たな生活様式の中での活動が定着してきました。人口減少の中、引き続き感染防止に取り組みながら、今後さらに人と人とのつながりを大切にした地域づくりを進めていくという新たな課題への模索が必要です。

4 曾慶地区の将来像

(1) 曾慶地区の将来ビジョン

曾慶地区の将来像を第2期計画に引き続き、次のとおりとします。

「心も景色も美しく、住み続けたい私たちの曾慶」

(2) 分野別の目標

曾慶地区の将来像を実現するため、重点的に取り組む分野別の目標をこれからもさらに推進する必要があることから、これまでと同様、次の4つとします。

- ① 高齢者や障がい者が安心していきいきと暮らせる地域づくり
- ② 子どもたちが明るく成長し、若者による活気ある地域づくり
- ③ みんなで支え合い、安全・安心な地域づくり
- ④ 曾慶の風土と資源を活かした地域づくり



▲神蔭看板と花いっぱいプランター



▲第7回そげい夏まつり

5 私たちの具体的な取組み

(1) 高齢者や障がい者が安心していきいきと暮らせる地域づくり

現状・課題	考えられる解決策
◆<u>高齢者等への支援者不足</u> (ア) サロンへのお世話人が少ない (イ) 高齢者の孤立が心配 (ウ) お世話人の責任問題（事故等への不安） (エ) 送迎時・活動中の保険、責任の問題 (オ) 高齢者が抱える悩みなどを相談する場が少ない	◆<u>公的な支援と地域間での支援の使い分け</u> ・ 高齢者の困り事を把握し支援が必要な人の調査を行う ・ 関係機関と協働しながら相談者の対応を行う 例: 地域福祉コーディネーター(社協管轄) 生活支援コーディネーター(市役所長寿社会課管轄) 高齢者総合相談センター シルバー人材センターなど ・ 関係機関の情報収集を行う
◆<u>独居世帯（高齢者に限らず）への対応が不十分</u> (ア) 独居世帯が増え、健康管理や病気になった時の対応等が心配される (イ) 電気やガスの管理や、詐欺被害等も心配 (ウ) 地域の情報等が確実に届いているか不安	◆<u>安否確認の仕組みづくり（見守り活動）</u> ・ 支援者名簿（上記）を活用 ・ 独居世帯（高齢者に限らず）が相談しやすい環境を整備し、必要な機関と協働しながら見守りを行う ・ 関係機関の情報収集を行う
◆<u>話し相手や気軽に集まれる場所の不足</u> (ア) 毎日顔を合わせる存在がいない人が増加 (イ) 独居世帯でなくても、昼間は家族が働きに出てしまうと、話し相手がいなくなる (ウ) お茶飲みなど、気軽に集まれる場所が少なく、あっても距離的に行くことができない人もいる (エ) 若者との交流の機会や、高齢者が参加できる行事が少ない	◆<u>既存の施設・仕組みを活用するためのサポート体制の構築</u> ・ 「ふれあいサロン」を全自治会で設置 ・ それぞれのサロンが独自で活動しやすい環境の整備を図る
◆<u>高齢者世帯等の環境整備に限界が出てきている</u>	◆<u>有料の仕組みとボランティアの仕組みを分けて考える</u>

現状・課題	考えられる解決策
(ア) 代わりに作業を頼める人がいない（除雪、草刈、農作業等） (イ) 雪かき隊や草刈り隊の隊員の確保が難しくなっている	・雪かき隊・草刈り隊の充実 中高生も含めた隊員募集の検討など ・自治会内の班単位での協力体制の確立 ・関係機関と協働しながら相談者の対応を行う
<u>◆交通が不便</u> (ア) 地域内の移動手段がない人が多い（自治会館等での行事にも参加できない） (イ) バスの本数が少ない (ウ) 買物等からの帰り道が大変 (エ) 買物等に行けない時（人）へのサポート不足	◆<u>地域内交通に関する活用検討・情報収集</u> ・カーシェアリングやデマンド交通の検討 ◆<u>支援者名簿を活用した各種サービスの周知・実施</u> ・スーパー等への送迎サービスや宅配弁当等サービスの周知の継続 ◆<u>既に対応している自治会の情報共有の場をつくる</u>

（２） 子どもたちが明るく成長し、若者による活気ある地域づくり

現状・課題	考えられる解決策
<u>◆小学生の通学環境に危険箇所があるため不安</u> (ア) スクールバスの停留所付近に横断歩道がなく危険（一部の停留所では、親や地域の方が見守っているところもあるが、現状としてほとんど見守りの実態がない）	◆<u>見守りボランティアの検討・注意喚起表示の検討</u> ・設置場所の把握
<u>◆地域全体の交流事業の改善</u> (ア) 子どもとお年寄りの交流が少ない	◆<u>地区民運動会の開催方法の検討</u> ・開催時期の検討など ◆<u>夏まつりの開催方法の検討</u> ◆<u>昔のような行事の復活</u> ・りんご狩り、小正月行事、魚釣りやつかみどり体験等

現状・課題	考えられる解決策
◆<u>子どもの交流が少ない</u> (ア) 子どもどうして遊べる環境や機会が少ない (イ) 若者同士の交流が少ない	◆<u>子どもが集える居場所の検討</u> ・子どもが自由に集まって勉強したり、遊んだりできる環境をつくる ・曾慶グラウンドの利活用 ◆<u>親同士の情報共有の仕組みづくり</u> ・曾慶地区の親が集まれる機会をつくる ◆<u>若者だけではなく地域全体での取り組みを進める</u> ・こいのぼりやイルミネーション等
◆<u>就労環境の多様化による地元離れの不安</u>	◆<u>地元での就労支援</u> ・曾慶出身者へ情報発信の強化 ・広報に QR コードをつけるなどし、フェイスブックにおける結いネットそげいのフォロワーを増やしていく ・道の駅オープンを機に若者就労・起業の機会を促進する

(3) みんなで支え合い、安全・安心な地域づくり

現状・課題	考えられる解決策
◆<u>地域コミュニティの希薄化</u> (ア) 隣同士の付き合いが少なくなっている (イ) 住民の思いを気軽に語れる場がない (ウ) 生活習慣病の予防 (エ) 女性の活躍の場を広げる	◆<u>地区民交流の推進</u> ・見守り活動の推進 ～近隣や班長の回覧など ・曾慶グラウンドの活用検討 ・全自治会にサロン設置（再掲） 活動が行えない状況のサロンへの支援など ・ラジオ体操や健康体操の普及 ・市民センターの指定管理をきっかけに、より気軽に集い語り合いやすい環境づくりを進める ～市民センターのロビーの活用など ・若い人達が地域づくりに参加しやすい環境をつくる



▲曾慶2区百歳体操会

現状・課題	考えられる解決策
	健康寿命の延伸に向けた取組みの推進
◆防犯・防災 (ア) 消防団員のなり手が少ない (イ) 自然災害が多くなっている (ウ) 報道等で特殊詐欺等が後を絶たない状況にある (エ) 夜道が暗いところがある	◆防犯・防災に関する意識改革 - 全自治会で自主防災組織での活動の充実を図る - 消防団員の確保を図る - 防犯講習会の開催 - 不審者情報等の共有を行なう - 土砂災害警戒区域等危険区域の把握を進める - 防犯灯の設置を継続して進める
◆交通安全 (ア) 地域内には危険箇所がある (イ) 交通安全の意識低下が懸念されている	◆交通安全対策の推進 - 交通安全教室の開催の継続 - 危険箇所の把握と対策を交通安全協会と一緒に進める
◆生活環境 (ア) 道路の未整備区間がある (イ) ゴミのポイ捨て (ウ) 有害鳥獣の増加 (エ) 空き家の増加による環境悪化	◆道路整備の促進 - 大東千厩線未改良区間の整備促進 ◆環境衛生への取り組み促進 - それぞれの自治会による管理を徹底する - それぞれの自治会による管理と対策を進める ◆有害鳥獣駆除対策 - 良好な生活環境の維持に努める ◆地元事業者が実施する古民家マッチング事業との連携を図る



▲手まりの会主催「そげいのひなまつり」



▲春と秋に開催「剪定教室」

(4) 曾慶の風土と資源を活かした地域づくり

現状・課題	考えられる解決策
◆<u>地域の活気の維持</u> (ア) 地域住民の交流の機会を増やす必要がある  ▲交通安全協会曾慶分会で設置している交通安全看板	◆<u>地域おこし</u> ・地域全体で積極的に参加ができるような取り組みを検討する ・花いっぱいの取り組みを継続する ・地域の環境保全の継続 ・史跡等の地域資源の環境整備については地元自治会の取り組みを中心とするが、諸制度の活用を含めて情報収集や解決策を検討していく ・そげっぱの活用をさらに進める ・『曾慶かっぱ伝説』の普及を進める ◆<u>曾慶ブランドの確立</u> ・曾慶の風景や地域資源等の情報発信をさらに進める ◆<u>市民センターの利活用</u> ・地場産品、加工品販売や食事が提供できる場の設置について検討 ・映画や音楽イベント等の実施
◆<u>農業</u> (ア) 後継者不足や高齢化に伴い、農地管理が難しくなっている (イ) 耕作放棄地が拡大 (ウ) 若者が働きやすい環境ではない (エ) 昔ながらの料理が継承されていない	◆<u>地域産業の見直し</u> ・基盤整備を促進し実現を図る ・耕作放棄地の再利用 ・中山間直接支払制度や多面的機能保全制度の有効活用 ・家庭菜園の普及や栽培技術の確立による豊かな食の推進とPR ・郷土料理の伝承

6 計画の推進

この計画は、曾慶地区の将来像の実現に向けて分野別の目標を定め、その課題と解決策の方向を体系的に整理し明らかにしたものである。

具体的な事業展開にあたっては、行政や自治会、体協等の既存の団体等とも緊密な連携をとり、適切な役割分担をしながら取り組んでいくものとする。

また、この計画は、曾慶地区民共有のものとし地区民の主体的な参加と協力をいただきながら推進するものである。

第3期地域づくり計画策定までの経過

期 日	事 業 内 容	備 考
R6.5.10	・第1回理事会 (1)総会案件について (2)地域づくり計画策定に係る見直しについて	理事 25 名出席
11.15	・執行部会議 地域づくり計画策定に係る見直しについて	執行部 7 名出席
12.23	・執行部会議 地域づくり計画策定に係る見直しについて	執行部 6 名出席
R7.2.13	・執行部会議 (1)地域づくり計画の策定について (2)チーム編成について	執行部 7 名出席
3.24	・執行部会議 (1)第2回理事会案件について (2)地域づくり計画の策定について	執行部 6 名出席
3.28	・第2回理事会 (1)地域づくり計画の策定について (2)行政区名変更について (3)令和6年度事業実施状況について (4)令和7年度事業計画及び予算について (5)令和6年度市民センター事業報告について (6)令和7年度市民センター運営方針(案)及び事業計画(案)について	理事 23 名出席
4.10	・執行部会議 (1)地域づくり計画策定に係るワークショップ開催について (2)「チーム員の活動に係る交通費」について (3)役員改選について (4)第1回理事会並びに総会の日程について	執行部 9 名出席
4.23	・若者会議わぎやすたーS“による分野別の具体的な取り組みについての見直しにかかるワークショップ	チーム員 11 名出席
4.28	・分野別の具体的な取り組みについての見直しにかかるワークショップ	役員理事 21 名出席
5.15	・執行部会議 (1)地域づくり計画策定について、ワークショップのまとめ (2)総会案件について	執行部 7 名出席

期 日	事 業 内 容	備 考
5.20	・第1回理事会 (1)地域づくり計画策定について、ワークショップのまとめ (2)総会案件について	理事等 31 名出席
5.28	・令和7年度 結いネットそげい総会 (1)曾慶地域づくり計画の策定について (2)令和6年度結いネットそげい事業報告並びに会計決算の認定について (3)令和7年度結いネットそげい事業計画(案)並びに会計予算(案)について (4)令和7年度結いネットそげい会費の額並びに納入方法について (5)「曾慶市民センター東側駐車場舗装についての要望書」の提出について (6)役員改選について (7)令和6年度市民センター事業報告並びに会計決算の認定について (8)令和6年度市民センター会計決算余剰金の処分について (9)令和7年度市民センター事業計画(案)並びに会計予算(案)について	代議員 38 名出席 役員理事等 27 名出席



▲曾慶若者会議「わぎやすたーS」でも計画について話し合いました(R7.4.23)



▲地域づくり計画策定ワークショップ
(R7.4.28)

「結いネットそげい」役員・理事名簿

※ 計画策定時の名簿です

役 員

(敬称略)

役 職 名	氏 名
会 長	足 利 徳 夫
副 会 長	菅 原 豊 一 佐 藤 勉 佐 藤 律 子
監 事	畠 山 潔 菅 原 玲 子
事 務 局	佐 藤 博 昭 足 利 勝 代 足 利 優

理 事

(敬称略)

団 体 等	氏 名
行政区長 (8 名)	1 区 佐 藤 新 一 2 区 佐 藤 勉 3 区 佐 藤 清 喜 4 区 菅 原 豊 一 5 区 岩 渕 悦 朗 6 区 足 利 和 昭 7 区 岩 渕 友 教 13 区 菊 池 光 明
自治会長 (8 名)	1 区 佐 藤 寿 幸 2 区 佐 藤 英 範 3 区 佐 藤 利 昭 4 区 佐 藤 賢 一 5 区 畠 山 健 治 6 区 足 利 正 則 7 区 岩 渕 友 教 13 区 佐 藤 正 男
曾慶体育協会会長	足 利 健市郎
曾慶地区福祉活動推進協議会会長	菅 原 豊 一
交通安全協会曾慶分会会長	足 利 勲
民生児童委員 (2 名)	藤 原 日出子 伊 東 優 子



曾慶地区センターの多目的ホールを活用しコンサートを開催(結いコン)



「手まりの会」等地域団体と共催で開催した「そげいハッピー寄席」

「結いネットそげい」規約

（名称及び事務所）

第1条 この会は、結いネットそげい（以下「本会」という。）と称し、事務所を一関市大東町曾慶字神蔭32-1に置く。

（目的）

第2条 本会は、「ゆいっこ」の心で支え合いふれ合う地域をつくるため、さまざまな課題についてみんなで話し合い、解決に向けた取り組みを進め、「住んでよかった、これから住み続けたいふるさと私たちの曾慶」の実現を目指します。

（事業）

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）地域課題の把握や情報の発信に関すること。
- （2）地域課題の解決に向けての協議及び事業の実施に関すること。
- （3）「地域づくり計画」の策定及びそれに基づく事業の実施に関すること。
- （4）その他目的達成のための事業に関すること。

（構成員）

第4条 本会は、曾慶地区に居住する住民及び本会の目的に賛同する者をもって構成する。

（会費）

第5条 本会の会費の額は、総会で定める。

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- （1）会 長 1名
- （2）副会長 3名
- （3）監 事 2名

2 会長、副会長、監事は、理事会で選出し、総会での承認を経て決定する。

（役員の職務）

第7条 役員の職務は、次のとおりとする。

- （1）会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- （2）副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- （3）監事は、会計及び会務を監査する。

2 役員の任期は、2年とし再任を妨げない。

3 役員に欠員を生じたときは、補充することができるが、その任期は前任者の残任期間とする。

（事務局）

第8条 本会に事務局を置く。

2 会長は、事務局長及び事務局員を任免する。

- 3 組織、内部管理に関して必要な事項は、別に定める。
- 4 事務局長及び事務局員は、本会に関する事務を処理する。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び理事会とし、総会は毎年1回、理事会は必要に応じて随時開催するものとする。

- 2 会議の開催は、会長が招集する。
- 3 代議員の半数以上の要請があったとき、又は会長が必要と認めるときは、臨時に総会を開催することができるものとする。

(総会)

第10条 総会は、各自治会から選出された代議員をもって構成する。

- 2 代議員は、各自治会から5名ずつ選出し、その任期は2年とする。
- 3 総会の議長は、その都度代議員の中から選出する。
- 4 総会は、代議員の過半数の出席をもって成立し、その議事は出席者の過半数で議決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。
- 5 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 「地域づくり計画」の策定や見直し
- (4) 規約の改正
- (5) 役員の承認
- (6) 会費の額及び会費の納入方法
- (7) その他本会に関する重要な事項

(理事会)

第11条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事は、各行政区長8名、各自治会長8名、曾慶体育協会長、曾慶地区福祉活動推進協議会長、交通安全協会曾慶分会長、民生児童委員2名を充て、その任期は2年とし再任を妨げない。ただし、任期満了前に代表等の変更があった場合、後任者は理事を引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

- 3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 4 会長が必要と認めるときは、理事以外の者を出席させ、意見を求めることができる。
- 5 理事会の議事は出席者の過半数で議決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。
- 6 理事会は、次の事項を審議し、執行する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会で議決された事項の執行に関する事項
- (3) 役員の選出に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(チーム)

第 12 条 分野毎の課題に基づく事業を実施するため、必要なチームを理事会の承認の上、設置することができる。

2 チームリーダーは、役員若しくは理事の中から理事会で選出し、サブリーダーは、チーム員の互選とする。

3 チームの会議は、リーダーが随時招集し議長となる。

4 チームリーダーは、必要に応じて検討状況を理事会に報告する。

(会計)

第 13 条 本会の経費は、会費、補助金、指定管理料、その他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

(備付け帳簿及び書類)

第 14 条 本会の事務所には、規約、議事録、収支に関する帳簿、その他必要な帳簿及び書類を備えておかななくてはならない。

(情報公開)

第 15 条 本会の会議は、全て公開を原則とする。

2 地区住民は、前条に定める帳簿及び書類等を閲覧することができる。

(委任)

第 16 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が理事会に諮り別に定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成 26 年 7 月 24 日から施行する。

2 結いネットそげいの設立当初の役員は、第 6 条第 2 項の規定にかかわらず設立総会で選出する。

3 結いネットそげいの設立当初の役員、代議員、理事の任期は、第 7 条第 2 項、第 10 条第 2 項、第 11 条第 2 項の規定にかかわらず、設立の日から平成 27 年度の総会までとする。

4 結いネットそげいの設立当初の事業計画及び予算は、第 10 条、第 11 条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。

5 結いネットそげいの設立当初の会計年度は、第 12 条第 2 項の規定にかかわらず設立の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

附則

この規約は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。

この規約は、令和元年 5 月 25 日から施行する。

この規約は、令和 3 年 5 月 14 日から施行する。

この規約は、令和4年3月23日から施行する。

この規約は、令和5年5月19日から施行する。

※申し合わせ事項

【第5条の会費について】

- ・会費は、各種団体等からは徴収しません。

【第6条の役員について】

- ・副会長3名のうち、1名以上は女性とします。
- ・理事会で役員（会長、副会長、監事）を選出する場合、理事を含めた曾慶地区に居住する住民から選出することができます。
- ・理事が役員に就任した場合、任期途中で代表等を退いても、役員は続投します。（役員は、2年の職務を全うしていただきます。）



▲ 曾慶農村公園の草刈作業

▼ 大賑わいの「そげい夏まつり」



▲ 「雪かき隊」の活動